

赤穂市建設工事の総合評価落札方式（簡易型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、赤穂市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利な申し込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な評価によって総合評価を行う方式（以下「総合評価落札方式（簡易型）」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式（簡易型）の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する建設工事とする。

（1）技術的な工夫の余地が小さいと認められる建設工事であって、施工計画、同種又は類似工事の経験、工事成績等及び入札価格を一体として評価することが妥当とされるもの。

（2）前号に掲げる建設工事のほか、総合評価落札方式（簡易型）を適用することが適当と認められる工事

2 前項に規定する対象工事は、赤穂市入札参加者審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て決定するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第3条 市長は、総合評価落札方式（簡易型）により、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（入札参加者への周知）

第4条 市長は、対象工事の入札参加者に対し入札公告又は入札説明書により、次の事項を周知するものとする。

- （1）総合評価落札方式（簡易型）を採用していること。
- （2）評価資料の提出をすること。
- （3）価格以外の評価項目及びその配点に関すること。
- （4）落札者の決定方法。
- （5）総合評価に関する審査結果が公表されること。

(6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

(入札事前審査時に必要な資料)

第5条 市長は、評価資料(添付書類を含む)を入札書と同時に提出させるものとし、提出された評価資料等は返却しないものとする。

2 評価資料を提出しない入札者及び当該資料に必要事項が記載されていない入札者の入札は、無効とする。

3 評価資料の作成及び提出に要した一切の費用は、入札者の負担とする。

(落札者決定基準)

第6条 市長は、落札者決定基準として、評価基準、評価方法その他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第7条 前条の評価基準は、次の各号に掲げる項目等に応じ、当該各号に定める要件により、委員会の審議を経て定めなければならない。

(1) 評価項目

評価項目は、対象工事の目的、内容等により必要となる技術的要件等に応じて設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度等に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

加算点は、評価項目ごとの得点の合計とし、10点から38点までの範囲内で定めるものとする。

(評価方法)

第8条 価格その他の条件の総合評価は、前条第3号に掲げる加算点(技術評価点)に1から入札価格を予定価格で除した値を引いて100倍にした数値(価格評価点)を加えた値(評価値)の高いものから順位をつけるものとする。

評価値=技術評価点+価格評価点

技術評価点=10点から38点満点とする。

価格評価点=100×(1-入札価格÷予定価格)

(落札者決定方法)

第9条 市長は、委員会の審議を経て、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 最低制限価格が設定されている工事は、その価格以上であること。

- 2 評価値の最も高い者が2以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、これらの者のうち、くじ引きに参加しない者があるときは、当該くじを辞退した者とみなし、入札参加資格について処分を行う。

(落札結果の決定通知及び公表)

第10条 落札結果の通知は、落札者決定後、できるだけ速やかに行う。

- 2 評価資料等の評価結果、入札価格及び評価値については、公表するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第11条 落札者決定に反映させた評価資料の記載内容が、工事施工にあたって十分に履行されていない場合は、工事成績を減点するものとする。ただし、天候等やむをえないと認められる場合は、この限りでない。

- 2 総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合は、工事成績評定点の減点又は契約の解除及び指名停止等の措置を講じることができるものとする。

(価格以外の評価に係る証明)

第12条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に書面(様式第1号)により、市長に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求められることができる。

- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、速やかに書面(様式第2号)により回答するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に公告した入札の取扱いについては、なお従前の例による。